解散公告（第一回）

当法人は平成二十四年三月三十一日をもって定款に定める存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

神奈川県綾瀬市早川五五〇番地

財団法人綾瀬市教育施設整備公社

代表清算人　見上　久

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月二十三日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一

袋井市上石野土地区画整理組合

清算人代表　吉崎　成夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十四年三月一日三重県知事の認可を受け平成二十四年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

三重県桑名市寿町三丁目一一番地

医療法人山本総合病院

清算人　栗田　秋生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

京都市中京区間之町通二条下る鍵屋町四七一番地

財団法人京都民生協会

代表清算人　渡辺　明彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

大阪府堺市南区檜尾四六番地の一

特定非営利活動法人大阪狭山ファミリークラブ

清算人　西林　克敏

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

島根県松江市西川津町三四〇五番地五

財団法人松江市国際交流協会

代表清算人　松浦　正敬

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

広島市安芸区矢野西二丁目一二番一一号

特定非営利活動法人安芸くみき会

清算人　慶徳　章江

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

高知県吾川郡仁淀川町森二五七一番地

財団法人仁淀川町仁淀開発公社

代表清算人　片岡　廣秋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日医療法第六十五条の規定による長崎県知事の設立認可の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

長崎市住吉町二番二二号武田ビル二階

医療法人いけのや歯科医院

清算人　池ノ谷祐子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

札幌市中央区北五条西六丁目一番二三

社団法人北海道雇用開発協会

清算人　尾山　一夫

（連絡先札幌市西区西野七条八丁目一一―一六―Ⅱ―二〇一）

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十二日開催の理事会及び臨時総会の議決を経て、同年三月二十二日に経済産業大臣の許可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区虎ノ門一丁目五番一六号

社団法人産業と環境の会

代表清算人　斎藤千佳子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区新橋四丁目九―一

財団法人都市経済研究所

清算人　小林章次郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十六日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

東京都西多摩郡奥多摩町留浦一二〇〇番地

社団法人奥多摩湖愛護会

代表清算人　岡部　幸雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月三十日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

大阪市浪速区難波中三丁目一番一三号

大阪市難波土地区画整理組合

清算人代表　山中　諄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

大阪市旭区中宮五丁目五番九号

社会福祉法人旭わかば作業所

清算人　山上　一栄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年二月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十四日

岡山市北区東山内四二二番地

東山内生産森林組合

清算人　大月　敬一